令和８年度こどもの居場所・生活支援事業立ち上げに対する補助事業のスケジュール等について

１　申請・交付時期について（スケジュールの例）

申請相談　　随時
※あきた子ども応援ネットワーク（こどもの未来応援コーディネーター）、
または、秋田県地域・家庭福祉課までお問い合わせください。

交付申請　　随時

交付決定　　申請から２０日程度（交付申請までに書類が整備されている場合）
→決定後補助団体活動開始
※交付決定内容から以下のとおり変更する場合は、変更申請が必要です。
・経費及び事業量について、２０％を超える増減があるとき。
・補助事業を中止するとき。

実績報告　　事業終了後１か月以内又は令和９年３月末のいずれか早い日

補助金交付　実績報告検査終了後、請求書が届いてから１５日程度

２　募集期間

令和８年１２月末まで（予算上限に達し次第募集終了）

３　対象事業

県内で新たに行うこどもの居場所・生活支援事業（こども食堂、学習支援、食料支援、リユース、体験活動の提供など）

※新規に活動する団体の場合は、１年以上継続して定期的に実施する見込みがある事業とします。

※既に活動している団体が行う次の事業も対象とします。

・既存の拠点で行う新規の事業
（例：こども食堂で、新規に学習支援事業を実施する。）

・新規拠点で行う既存の事業
（例：これまで開催していた地域と別の地域（小学校区）でこども食堂を開催する。）

・新たな拠点で行う新規事業

４　対象経費の例

・事業広報に係る印刷製本費（チラシ・リーフレット・ポスター等印刷代）
・案内送付・連絡調整に係る通信運搬費（事業経費であることを証明できるもの）
・事前打合せや当日の会場賃借料
・外部講師への謝金、ボランティア保険料
・こども食堂開催のための食材、調理器具の購入費
・学習支援の教材・テキスト代、コピー代等の印刷製本費
・感染防止のための消耗品の購入費
・制服リユース事業で使用するハンガーラックの購入費

※団体運営に係る経常的な経費は対象外です。

※不明な点はご相談ください。

５　その他

・他の補助金・交付金等との重複利用はできません。
・市町村で補助事業を実施している場合、当該制度の活用を優先します。